

# 全但バス株式会社

## 募集型企画旅行条件書(国内旅行用)

本ご旅行条件書は、旅行業法第12の4に定める取引条件説明書及び同法第12の5に定める契約書面の一部となります。お申込みの際には、必ずこのご旅行条件書を十分にお読みください。

### 1.募集型企画旅行契約

1) この旅行は、全但バス株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

2) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書による他、当社募集広告、パンフレット、ホームページ、及び当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」(以下「約款」といいます。)によります。なお、確定書面及び約款は、情報通信の技術を利用する方法で提供するそのファイルを含みます。当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)を受けることができるよう、手配し旅程管理することを引き受けます。

### 2.契約の申し込み

1) 当社又は旅行業法で規定された当社の「受託営業所」(以下この両者を「当社」といいます。)のそれぞれにおいて、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等によるお客様からの旅行契約のお申込み又は予約を承ります。

2) 当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に關する取扱いは、契約責任者の間で行なうことがあります。この場合、契約責任者は当社が定めた日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後ににおいては、あらかじめ契約責任者が選択した構成者を契約責任者とみなします。

3) ご来店の場合は、所定の申込書(以下「申込書」といいます。)の提出と、申込金のお支払いをしてお申込みいただきます。

4) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受けますが、この予約の時点では旅行契約は成立しておりません。お客様は予約日の翌日から起算して原則として3日以内の当社が定めた所定の日(以下所定日といいます。)に申込書の提出と申込金の支払いが必要です。当社はが別途定めた所定日までに申込金のお支払いがない場合は、当社とは、当該予約はなかったものとして取扱うことがあります。(通信契約[第23項]の場合を除きます。)

5) お客様が取消料対象期間内に申込をされたとき、その時点では、満席、満室、その他の事由により旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様にその旨を説明して以下の対応をさせていただきます。

[1]お客様がこの事情を承知のうえで旅行契約の締結を希望されるときは、本項(3)又は(4)に従い申込書と申込金に代わる申込金と同額の預り金をお支払いしていただきます。

[2]手配の完了等により当社が旅行契約の締結の承諾が可能となる時点(以下「契約締結可能時点」といいます。)が、取消料対象期間内に入ることが予想されるときは、当該期間内に入る日よりも前にお客様にその旨を通知します。

[3]前[2]の通知時点でのお客様が旅行契約の締結を引き続き希望されるときは、お客様の旅行契約に対する待機可能期限(以下「契約待機可能期限」といいます。)を確認し、お客様をウエイティングのお客様として登録し手配の完了に向けて努力します。

6) お客様が取消料対象期間内にお申込みをされたとき、その時点では、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様にその旨を説明して以下の取扱いをします。

7) 本項(5)6)の場合、手配の完了が保證されたものではありません。また、当社は、「予約が可能となった時点より前にお客様より予約の解除の申し出があった場合」又は「契約待機可能期限までに結果として予約できなかった場合」は、当該預り金を全額返還します。

8) 予約が取れて、手配が完了した時点で、お預り金は申込金として取扱います。

9) 申込金の額は以下のとおりです。なお、申込金は後述する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また、第4項に定める旅行契約成立前に、お客様が申込を撤回されたときは、預り金は、全額返還します。

| 旅行代金の額(お一人様) | 申込金又は預かり金の額(お一人様) |
|--------------|-------------------|
| 15万円以上       | 30,000円以上旅行代金まで   |
| 6万円以上 15万円未満 | 20,000円以上旅行代金まで   |
| 3万円以上 6万円未満  | 12,000円以上旅行代金まで   |
| 3万円未満        | 6,000円以上旅行代金まで    |

※上記表内の「旅行代金」とは第6項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。ただし、特定期間および特定コースではこれと異なる場合があり、その際は、その旨詳細を別途表示します。

10) 当社からは、申込手続完了の場合、旅行契約成立前(後)における申込撤回(契約解除)等の連絡に係る当社からの営業日・営業時間・連絡先等を案内します。

### 3.お申込条件・参加条件

1) お申込時点で20歳未満のお客様は、学生・生徒の語学研修ツアー等当社が別途

額が「申込金」、「取消料」、「違約金」及び「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

### 7.旅行代金のお支払い期日

旅行代金は、旅行契約成立点以降、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にある日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目自体である日以降にお申込みの場合は、お申込み時点、又は、旅行開始日の当社から指定する期日までにお支払いいただきます。

### 8.「旅行代金」に含まれるもの

1) 旅行代金には、最終旅行日程表に表示された以下のものが含まれます。(いずれも旅行中または旅行日程として表示されたもの)

[1]航空、船旅、鉄道等利用運送機関の運賃・料金

[2]送迎バス等の代金(空港・駅・埠頭等宿泊ホテル間)、都市間の移動バス等の代金。ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載してある場合を除きます。

[3]観光、視察の代金。(バス等の代金、ガイド・送迎・入場料等)

[4]ホテル等の宿泊代金、税金・サービス料金(募集広告、パンフレット、ホームページ等に特に別途の記載がない限り、2人部屋を2人で使用することを基準とします。)

[5]食事に係る代金(機内食を除く)、税金、サービス料金

[6]お一人様につきスーツケース等の個の受託手荷物運賃代金、手荷物の総額が15万円を超える場合は、別途、旅行機関保険をおかけください。)

[7]添乗員同行コースでの添乗員同行代金

[8]その他、募集広告、パンフレット、ホームページ等で含まれる旨表示したもの。

2) 上記のものは、お客様の都合により、利用されなくとも払い戻しの対象外となります。

### 9.「旅行代金」に含まれないもの

第6項に掲げるものの他は、旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

1) 自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等

2) 空港を利用する場合の空港施設利用料

3) 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分の料金)

4) クーリング、電信電話料金、ホテルのボーグ、メイド等へのチップ、その他追加飲食代等お客様の個人的費用及びこれに伴う税・サービス料金

5) 犯罪、疾病に関する医療費等

6) 希望者のみが参加する現地旅行会社等主催の「オプショナルツアー」(別途料金の小旅行)の代金

7) 運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限らざる旅行者に一律に課されるものに限る。)

8) 1人部屋を使用される場合の追加代金

9) その他、募集広告、パンフレット、ホームページ等で「○○料金」と明示したもの

10) 追加代金と割引代金

第6項でいう「追加代金」とは、当社が募集広告、パンフレット、ホームページ等に表示した以下のものをいいます。

1) 追加代金

[1]お客様のご希望により1人(2人)部屋を1人で使用することを保証するための追加代金

[2]1人または奇数人数で参加される際に、他のお客様との複数屋を行わない旨を当社が定め、その旨をパンフレットに表示したときの1人部屋又は2人部屋を1人で使用した際に係る1人部屋追加代金

[3]ホテル又は部屋のタイプをクレードアップするための追加代金

[4]「食事なしプラン」等を基本とする場合の「食事付きプラン」等の追加代金

[5]「観光なしプラン」等を基本とする場合の「観光つきプラン」等の追加代金

[6]その他、募集広告、パンフレット、ホームページ等で「○○追加代金」と称するもの

2) 割引代金

第6項でいう「割引代金」とは以下をい、その一部を例示します。

[1]「トリップ割引」と称し、1つの部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件に設定した人あたりの割引代金

[2]「子供割引」等年齢その他の条件による割引代金

[3]その他、募集広告、パンフレット、ホームページ等で「○○割引代金」と表示したものの

11.旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能なり又は、又は不可能となるおそれがあることを極めて大きいとき。

当社はがお客様に対し、第5項(5)の期日までに最終旅行日程表をお渡しなかったとき。

当社は、当社の責めによる旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引き残りを払い戻します。また、本項(エ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差引き残りを払い戻します。

当社は、旅行契約成立後にコースおよび出発日を変更される場合も上記の取消料の対象となります。

各種ローン取扱手続上及びその他の渡航手続上の事由による、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。

お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

a. 第11項に基づき、旅行契約内容の変更が行われたとき。ただし、その変更が第21項の変更賃金の表中左欄に掲げるものの、その他の重要なものである場合に限ります。

b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合であって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能なり又は、又は不可能となるおそれがあることを極めて大きいとき。

d. 当社はがお客様に対し、第5項(5)の期日までに最終旅行日程表をお渡しなかったとき。

e. 当社の責めによる旅行契約により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

当社は、本項(ア)、イ、ウ、エ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引き残りを払い戻します。

当社は、旅行契約成立後にコースおよび出発日を変更される場合も上記の取消料の対象となります。

以下に該当する場合は、当社は、旅行契約を解除することができます。尚、この場合には、追加料金はいたしません。

a. 客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. 客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c. 客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

d. 客様が契約内容に關し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

e. 客様の人が募集広告、パンフレット又はホームページ等に記載した最小催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日通り旅行については3日目)にあたる日より前に、旅行中止をご通知します。

f. スキー目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって

4) 前(3)号により、旅行の実施に要する費用の増加が生じる場合で、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸施設の不足が発生したこと(以下「オーバーフロー」といいます。)によるときは旅行代金の額の変更をいたしません。

5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約の成立により当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

### 13.お客様の交換

1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を、お客様が指定した別の方に譲渡することができます。ただし、当社は、コース・時期により当該交換を別途受けできないことがあります。)

2) この場合、お客様は、第14項に定める取消料の支払いに替えて当社に当該交換を要する手数料として、交換されるお客様一人当たり5,000円をお支払いいただきます。

3) 契約上の地位の譲渡は、当社が当該交換を承認し、手数料を受領したときに効力を生じ、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

### 14.旅行契約の解消

#### 1) 旅行開始前

[1] お客様の解消権

7. お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、解消の申し出は、当社からの営業日、営業時間内にお受けします。

#### 取消料

| 取消日(契約解除の日)        | 取消料(お一人様) |
|--------------------|-----------|
| 21日目(日帰りにあっては11日目) | 無料        |
| 20日目(日帰りにあっては10日目) | 旅行代金の20%  |
| 7日目に当たる日以降         | 旅行代金の30%  |
| 前日の解消              | 旅行代金の40%  |
| 旅行開始日の解消           | 旅行代金の50%  |
| 旅行開始後又は無運送不参加      | 旅行代金の100% |

1. 旅行契約成立後にコースおよび出発日を変更される場合も上記の取消料の対象となります。

2. 各種ローン取扱手続上及びその他の渡航手続上の事由による、旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。

3. お客様は、次に該当する場合は、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

a. 第11項に基づき、旅行契約内容の変更が行われたとき。ただし、その変更が第21項の変更賃金の表中左欄に掲げるものの、その他の重要なものである場合に限ります。

b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合であって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能なり又は、又は不可能となるおそれがあることを極めて大きいとき。

d. 当社はがお客様に対し、第5項(5)の期日までに最終旅行日程表をお渡しなかったとき。

e. 当社の責めによる旅行契約により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

当社は、本項(ア)、イ、ウ、エ)により旅行契約が解除されたときは、既に受理している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差引き残りを払い戻します。

当社は、旅行契約成立後にコースおよび出発日を変更される場合も上記の取消料の対象となります。

以下に該当する場合は、当社は、旅行契約を解除することができます。尚、この場合には、追加料金はいたしません。

a. 客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. 客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c. 客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

d. 客様が契約内容に關し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

e. 客様の人が募集広告、パンフレット又はホームページ等に記載した最小催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日通り旅行については3日目)にあたる日より前に、旅行中止をご通知します。

f. スキー目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって

